

屋外広告物許可申請の手続きについて

許可申請の手続きは以下ようになります。

継続申請…許可期限後も引き続き表示する場合は継続申請が必要となります。

新規申請…新規物件につきましては必ず事前相談をお願いします。
計画案の段階でも問題ありませんので、申請内容について協議させていただきます（メール等での事前相談・計画図案等の書類送付も可能です）

申請書提出…許可申請書一式 2部

（東京都屋外広告物のしおり P8 参照）
郵送等での手続きを希望される場合は、
① 手数料納入書を送付する封筒（郵券添付）
② 許可書（A4）を送付する封筒等（簡易書留郵券添付又は後納手続き済み又はレターパックプラス（赤色））の同封をお願いします。

手数料納入…手数料納入が確認後（納入書控えを FAX で送信してください）許可の手続きを行います。

許可書の交付…許可の期間は通常 2 年です（広告塔・広告板等の場合）

許可書交付時に同封しました許可済シールの貼付け状況報告の提出をお願いします。

- 広告物が道路上空に突き出す場合は、別途、道路占用申請が必要となります。
- 広告物の高さが 4m を超える広告塔・広告板は工作物として、建築確認の手続きが必要になります。
- 1 基の表示面積が 10 m² を超えるものは、北区景観条例に基づく屋外広告物の事前相談が必要になります。

※除却した場合は除却届（第 8 号様式）の提出をお願いします。

<問い合わせ先> 北区役所土木部土木管理課管理占用係（3 階 19 番窓口）

TEL : 03(3908)9220

FAX : 03(3908)6703

E - mail : senyou@city.kita.lg.jp